

日本の弁護士は 途上国の資源契約分野で何ができるか

東京弁護士会会員・
日弁連国際室室長
大村 恵実
Omura,Emi

1 はじめに

本稿では、「複雑な契約交渉の支援強化に係るイニシアティブ」（以下「CONNEXイニシアティブ」という。）を紹介しながら、途上国における投資環境の整備及び資源開発に関し、日本の弁護士がなし得る貢献について検討する。

併せて、資源契約の交渉に関して途上国を支援することを通じ、日本を含む先進国の企業が資源契約から生じるリスクを回避ないし管理するという視点から、CONNEXイニシアティブの意義を考えたい。

2 資源をめぐる先進国首脳サミットの動向

(1) CONNEXイニシアティブの立ち上げ

2013年のG8ロックアーン・サミット¹⁾では、天然資源を有する途上国の資源歳入管理の透明性確保と、途上国の資源契約交渉能力強化のための技術協力の重要性が確認された。続く2014年のG7ブリュッセル・サミットで交渉支援強化のイニシアティブが発表され、同年6月に、CONNEXイニシアティブが立ち上げられた。

(2) ベルリン会合での展開

ドイツがG7議長国となった2015年前半は、CONNEXイニシアティブの具体的在り方が議論された。特に、交渉支援のために各国から派遣される専門家（法律専門家のみならず、鉱業技術、地質学、経済学、産業など多岐の専門領域が想定されている。）の関与に際し、アドバイスの質の確保や汚職防止、中立性の維持や利益相反に対する対応、途上国の利益を最優先とすること等を行動規範化することが検討された。

2015年3月、専門家や国際機関等の意見を行動規範案に反映させるべく、ベルリンでステークホルダー会合が開催された²⁾。日弁連は、外

務省経済局経済安全保障課を通じて議長国ドイツから同会合への招待を受けた。

ベルリン会合では、専門家への信頼醸成の観点から途上国の声がイニシアティブに反映されるべきとの指摘のほか、資源プロジェクトに対する途上国のオーナーシップ（主体性）向上の重要性が特に強調された。

途上国自身が契約交渉の主体となるには、その能力構築・強化（便宜上まとめて「キャパシティ・ビルディング」という。）を図ることが必要となる。ベルリン会合では、契約交渉の一回的支援にとどまらず、キャパシティ・ビルディングを次のフェーズの支援と位置づける方向性が議論された。

3 先進国とその企業にとっての意義

(1) リスク管理

CONNEXイニシアティブをG7が主導したのは、開発への国際協力という大義に、投資環境整備の側面があるためであろう。途上国の契約交渉能力が強化されることは、交渉の相手方となる企業やその原籍国にとっても、投資活動の円滑化という大きな利益がある。

それは、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー教授のレポート「責任ある契約のための原則—国家・投資家間の契約交渉に人権リスク管理を統合する—交渉人のためのガイダンス」（以下「責任ある契約原則」という。）³⁾や、OECDの多国籍企業行動指針2011年改訂版⁴⁾にみられるように、契約交渉やデュー・ディリジェンスのプロセスそのものに企業の責任を指定する考え方が浸透してきていること、言い換えれば企業のリスクへの対応範囲が拡大していることを背景としている。

1) 外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page4_000099.html) 2015年6月26日最終アクセス。以下サイト確認日時は同じ。

2) ベルリン会合後、2015年6月のエルマウ・サミット首脳宣言は、CONNEXイニシアティブの行動規範に言及した。

3) 責任ある契約原則は、ビジネスと人権指導原則の付属文書と構成されている。A/HRC/17/31/Add.3, 25 May 2011.

4) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf

責任ある契約原則の一つの論点は、投資契約の安定化条項⁵⁾の課題であった⁶⁾。すなわち、投資受入国と企業は、契約交渉過程を含む早期の段階で、投資プロジェクトによる人権への潜在的な負の影響のチェックが求められる⁷⁾。

(2) プロセスの適正化

次に、企業は、人権リスクが招く経営への影響（ビジネスリスク）にも留意する必要がある。とりわけ資源分野の契約交渉過程には、企業にとって多くの評判リスクが存在する。たとえば、途上国側が地域住民に対する説明を十分に尽くしていないために、資源採取の住環境への影響に関し、住民やそれを代表する国際人権NGO等から反対運動が起これ、契約交渉が中断することがあり得る⁸⁾。

かかるリスクを企業が回避するには、投資受入国の住民コミュニティをプロジェクトの策定・遂行に関与させる、プロセスの適正化があり得る。CONNEXイニシアティブのコンテクストでプロセスの適正化とは、投資プロジェクトの与える影響を分析しその対価を契約条項に盛り込むことを専門家がアドバイスし、あるいは契約交渉過程で途上国にコミュニティとの対話を促すことではないか。

4 日本の弁護士にできること

(1) 取組試案

そこで、CONNEXイニシアティブと資源契約のリスク管理について、日本の弁護士の関与を検討する。まず、契約交渉支援は、アフリカ法的支援ファシリティ（ALSF）⁹⁾などの団体がすでに進出しており、ベルリン会合での議論も、既存組織の活用と、新規参入による支援スピード低下の回避に集中した。日本の弁護士がこれから関与するには残念ながら大きく後れを取っている。

他方で、次のフェーズのキャパシティ・ビルディングについては、日本はJICA等を通じた途上国支援の歴史があり、日弁連もアジア各国

に対する法整備支援の経験の蓄積がある。2016年は日本がサミット議長国でもあり、この分野の議論の活性化に、日弁連も積極的に貢献することが望ましい。たとえば、日本の弁護士の活用方策を呈示しつつ日本がなし得る技術協力の在り方について、外務省を通じてG7に提言すること等が考えられる。

(2) 求められる人材

では、CONNEXイニシアティブで求められるのはどのような人材だろうか。

まず、資源分野のプロジェクト・ファイナンスで、スポンサー・レンダー等の関係当事者の代理人として活躍している弁護士である。

次に、ベルリン会合で表出した、利益相反や、資源国の利益の代理に関する専門家への途上国の強い懸念は無視できない。途上国の信頼醸成にとって重要なのは、あるプロジェクトが弁護士や法律事務所の受任案件との関係で利益相反に該当しない形式面をクリアするだけではなく、企業側に立ったリーガル・アドバイスであっても、相手方の資源国に対して一貫して公正に対処した実績ではないか。たとえば、先に紹介した責任ある契約原則を実際に企業の投資活動に活用した実例の紹介があれば、そのような日本の弁護士や法律事務所は、途上国から信頼を勝ち得るだろう。

(3) 強みを生かして

私は、日本の弁護士の強みは、弁護士会活動を多くの会員が担ってきた実績に裏打ちされるように、様々な専門性や知見を集約して効率的なチームワークができることがあると考えている。

資源分野のプロジェクト・ファイナンス、法整備支援、開発と国連原則等、各分野の専門性を有する日本の弁護士がチームとして活動し、CONNEXイニシアティブに貢献すれば、日本の弁護士の国際社会でのさらなる評価向上につながるであろう。

5) 投資契約で、投資受入国の規制変化にかかわらず契約内容とその効力を変更しないために挿入される条項

6) 東澤靖「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか。」明治学院大学法科大学院ローレビュー22号（2015年）

7) Andrea Shemberg, "Stabilization Clauses and Human Rights", 27 May 2009.

8) 海野みづえ『新興国ビジネスと人権リスク—国連原則と事例から考える企業の社会的責任（CSR）』現代人文社（2014年）

57頁

9) アフリカ開発銀行のファンドによる組織で、2010年からアフリカ域内で法的助言を行う等の活動をしている。